平成28年第１回神奈川県議会定例会議案

（条例その他 その２）

目　　次

番　　号	件　　名	ページ
定 県 第 60 号 議 案	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	1
定 県 第 61 号 議 案	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	3

定県第60号議案

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表５の項⑴中「行為」の次に「(同一の事業の目的に供するため４ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為（農地法施行令（昭和27年政令第 445 号。以下この項において「政令」という。）第４条第１項第２号ヘ⑴から⑷までに規定する法律に定めるところに従って農地を農地以外のものにする行為で同号ヘ⑴から⑷までに規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号ヘ⑴から⑷までに掲げるものに該当するものを除く。）を除く。⑵において同じ。)」を加え、同項⑶中「第４条第８項の協議」の次に「（⑵に掲げる事務に関するものに限る。）」を、「同条第４項の協議」の次に「（⑸に掲げる事務に関するものに限る。）」を加え、同項⑷中「移転」の次に「(これらの権利を取得する者が、同一の事業の目的に供するため４ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得する場合（政令第４条第１項第２号ヘ⑴から⑷までに規定する法律に定めるところに従ってこれらの権利を取得する場合で同号ヘ⑴から⑷までに規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号ヘ⑴から⑷までに掲げるものに該当するものを除く。）におけるこれらの権利の設定及び移転を除く。)」を加え、同項⑸中「行為」の次に「(同一の事業の目的に供するため４ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得する行為（政令第４条第１項第２号ヘ⑴から⑷までに規定する法律に定めるところに従ってこれらの権利を取得する行為で同号ヘ⑴から⑷までに規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号ヘ⑴から⑷までに掲げるものに該当するものを除く。）を除く。)」を加え、同項㉔を次のように改める。

㉔　法第52条の４の規定により、農業委員会からの法第51条第１項の規定による命令その他必要な措置を講ずべきことの要請を受理すること。

別表５の項中「川崎市及び」を「川崎市、相模原市及び」に、「、川崎市」を「、川崎市及び相模原市」に改め、同表13の項の次に次のように加える。

13の２　農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 ⑴　法第15条の２第１項の規定により、農用地区域内における開発行為を許可すること。 ⑵　法第15条の２第６項及び第７項（同条第９項において準用する場合を含む。）の規定により、同条第１項の許可（同条第９項において準用する場合にあっては、同条第８項の協議の成立）について農業委員会等に関する法律第43条第１項に規定する都道府県機構の意見を聴くこと。 ⑶　法第15条の２第８項の規定により、国又は地方公共団体が行う農用地区域内における開発行為について、国又は地方公共団体と協議すること。 ⑷　法第15条の３の規定により、開発行為の中止を命じ、及び期間を定	相模原市

めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずること。 ⑸　法第15条の４第１項の規定により、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。 ⑹　法第15条の４第２項の規定により、同条第１項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときに、その旨及びその勧告の内容を公表すること。	

別表19の項中「鎌倉市、」及び「、葉山町」を削り、同表 112 の項⑴中「第15条第１項」を「第14条第１項」に改め、同項⑵中「第15条第３項」を「第14条第３項」に改め、同項⑶中「第15条第５項」を「第14条第５項」に改め、同項⑷中「第16条第１項」を「第15条第１項」に改め、同項⑸中「第16条第２項」を「第15条第２項」に改める。

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の追加等をするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第61号議案

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年神奈川県条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第22項の表傷病補償年金の項及び附則第24項の表障害厚生年金等の項中「0.86」を「0.88」に改める。

附　則

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

２　改正後の附則第22項及び第24項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、障害厚生年金等が併給される場合の傷病補償年金等の調整率について、所要の改正をしたいので提案するものであります。